

答申第197号  
平成30年11月9日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 窪田 充見

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成30年5月23日付神行総総第397号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「広聴課長宛手紙」の公開請求の拒否による非公開決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

平成29年11月5日付広聴課長宛（差出人〇〇〇〇）手紙の処理経過を確認できる文書及び平成29年11月10日付回答文書に係る経緯等の文書について、処分庁がその存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否した決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

(1) 審査請求人（以下「請求人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、以下の公開請求を行った。

① 平成29年11月5日付広聴課長宛（差出人〇〇〇〇）手紙の処理経過を確認できる文書

② 平成29年11月10日付・市参画広聴第9040号回答に係る経緯等の文書

(2) 市長（以下「処分庁」という。）は、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(3) これに対し、請求人は、本件決定の取消しを求める審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

3 請求人の主張

請求人の主張を、平成30年1月22日受付の審査請求書、2月20日及び3月13日受付の反論書、5月16日の審査庁による口頭意見陳述、9月21日の審査会における口頭意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

(1) 本件決定に係る決定通知書には、条例第12条第1項の規定により拒否とあるが、条例第12条は公文書の存否に関する規定であり、すでに回答文書が存在する本件のような場合には、拒否理由に該当しない。

(2) 本件決定に係る決定通知書には、公開しない理由として条例第10条第1項に該当とあるが、同条は公文書の公開義務を定めた規定であるから、個人識別情報を除き、条例第11条に基づき部分公開すべきである。

請求人が請求した公文書は、広聴課長が職務上作成した公文書であり、特定個人に送付されている。回答文書の具体的な処理経過等を確認するために公開請求したものであり、「公開した場合、個人の権利、利益を侵害する恐れがある」との非公開理由には該当しない。公文書として市役所が回答した文書については、特定個人識別情報以外の部分は、公開するか否かについても含めて個人の自由である。

(3) 処分庁の提出した神戸市情報公開審査会の平成28年5月13日付答申第180号の事例は、行政不服審査法が改正される前の事例であるから、法改正後の事例である本件とは事情が異なる。また、請求対象文書も、本件は広聴課長の回答文書に係る

ものであり、「市長への手紙」の存否情報が争点となった答申の事例と全く同じとは思われない。

#### 4 処分庁の主張

処分庁の主張を、平成 30 年 2 月 9 日及び 3 月 6 日受付の弁明書、5 月 16 日の審査庁による口頭意見陳述、7 月 20 日の審査会における事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

- (1) 本件公文書について公開または一部公開決定をした場合、特定個人が手紙を提出したという事実を明らかにし、また、不存在を理由とした非公開決定をした場合、特定個人が手紙を提出したという事実がないという情報を明らかにすることになる。いずれの決定においても、特定個人の私信による意見や苦情等の要望活動の事実の有無を明らかにすることになるから、条例第 10 条第 1 号アの非公開情報に該当するものと認められるため、本件決定は妥当である。
- (2) 処分庁が提出した神戸市情報公開審査会の平成 28 年 5 月 13 日付答申第 180 号は、行政不服審査法の改正前の事例ではあるが、答申は神戸市情報公開条例に基づいて判断しているものであり、行政不服審査法の改正により審査の結論に影響があるとは考えられない。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 争点について

本件の争点は、特定個人が平成 29 年 11 月 5 日付で広聴課長宛に送付したとされる手紙の処理経過を確認できる文書、及びそれに対し広聴課長が平成 29 年 11 月 10 日付で特定個人宛に回答したとされる文書に係る経緯等の文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求に対して、対象となる公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否した本件決定の妥当性についてである。

以下検討する。

##### (2) 存否応答拒否について

条例第 12 条の規定では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第 10 条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」としている。

存否応答拒否は、公開請求に対する公文書の存否を示すこと自体が、ある事実を明らかにすることとなり、個人や法人等の保護されるべき正当な権利利益等が損なわれるおそれがある場合に適用される。具体的にいうと、請求書に記載された公開を請求する公文書の内容に、特定の個人名や法人名等と特定の事項など限定的な記載がなされており、それを前提として、非公開決定や不存在決定によって公文書の有無を応答すれば、新たな情報を明らかにすることとなり、かつ当該情報が条例第 10 条各号に該当する場合に、本条を適用すべきものである。

なお、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するという例外的な規定であり、公文書公開請求権を侵害することになりかねないため、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人または法人等の権利利益の侵害等、条例第 10 条各号の規定に照らして、限定的に判断されなければならない。

#### (3) 本件決定の妥当性について

本件請求の内容においては、特定の個人名が記載されており、当該人が広聴課長あて提出した手紙について、処理経過や回答経緯に関する公文書の請求であることが認められる。

そうすると、本件請求において公文書の存否を明らかにすることになれば、特定個人の私信による意見や苦情等の要望活動の事実の有無を明らかにすることになるため、条例第 10 条第 1 号アの非公開情報に該当するものと認められる。

したがって、本件請求に対して、公開請求の拒否による非公開とする処分庁の決定は妥当である。

なお、情報公開の制度上、公文書の公開・非公開等の判断は、請求者が誰であるのかを問わず、一律に判断されなければならない。

また、請求人は、処分庁が提出した当審査会の先例答申は、平成 28 年 4 月 1 日に全部改正、施行された行政不服審査法の改正前の事案に関するものであるため、本件請求とは事情が異なる旨を主張するが、行政不服審査法の改正は、条例における非公開情報の解釈に影響を及ぼさない。

#### (4) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成30年1月22日	—	* 審査請求人から審査請求書を受理
平成30年2月9日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年2月20日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年3月6日	—	* 処分庁から弁明書を受理
平成30年3月13日	—	* 審査請求人から反論書を受理
平成30年5月16日	—	* 審査庁における口頭意見陳述
平成30年5月24日	—	* 諮問書を受理
平成30年7月20日	第315回審査会	* 処分庁の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成30年9月21日	第317回審査会	* 審査請求人から意見陳述 * 審議
平成30年10月19日	第318回審査会	* 審議